

序議付議事案書

開催・令和7年10月22日

所管部課	子ども未来部保育課	部長	志村 明子			
件 名	東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について					
関係規則	<input type="checkbox"/> 区分 <input checked="" type="radio"/> ○ 1 審議事項 <input type="checkbox"/> 2 報告事項					
事項 部課 機関						
1. 要旨 児童福祉法の一部改正があったことから、整合を図るため、条例の一部を改正するものである。						
(1) 主な改正点 第26条中の「児童福祉法第33条の10各号」を「児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改正する。						
(2) 施行日 公布の日から施行する。						
(3) 影響及び効果 国の基準と整合性を保つことができる。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 総務課において審査済み。						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 令和7年第4回市議会定例会に議案として提出したい。						
5. 審議結果 決定						

注：定例序議の場合は、木曜日の正午までに提出。